

2026年6月25日

お客様各位

中央労働金庫

融資規定類の一部条項改定のお知らせ

平素より〈ろうきん〉をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、融資金の目的外利用を防止するため、2026年7月1日（水）をもって融資規定類を改定いたします。これに伴い、既にお取引いただいている融資についても、目的外利用が判明した場合には、債務全額の返済を求める等の対応を行う場合がございます。

つきましては、改定概要を下記のとおりご案内させていただきますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 対象規定

- ・無担保証書貸付（カーライフローン等）規定
- ・有担保証書貸付（住宅ローン、預金担保ローン等）規定
- ・カードローン契約書
- ・ろうきん教育ローン（カード型）契約書【規定】

2. 改定概要

主な改定内容は以下のとおりです。詳細は「新旧対照表」をご参照ください。

- （1）借入申込時に申告いただいた目的以外の用途に融資金を使用した場合や担保について借入契約期間中に不適切な取扱いがあった場合に、債務全額の返済を求める手続きが取れるよう規定を修正いたしました。
- （2）上記（1）の条件に加え、当金庫が定めた金利の適用条件に合致しないことが判明した等の場合において融資利率の見直しを行えるよう規定を修正いたしました。

3. 改定日

2026年7月1日（水）から改定後の規定を適用させていただきます。

以上

新旧対照表

・無担保証書貸付（カーライフローン等）規定 ※融資商品により、条項番号が異なる場合がございます。

新	旧
<p>第 10 条（期限前の全額支払い） （省略） 2. 次の各場合には、借主は、金庫からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。 (1)～(6)（省略） <u>(7) 借主が借入申込時に金庫に申し出た資金使途と異なるものに、この契約による融資金の全部または一部を充てたとき。</u></p>	<p>第 10 条（期限前の全額支払い） （省略） 2. 次の各場合には、借主は、金庫からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。 (1)～(6)（省略） 【新設】</p>
<p>第 29 条（引下げ利率の変更・中止） <u>1. 引下げ利率の適用後、借主が、金庫が定めた金利の適用条件に合致しないことが判明した場合、虚偽の書類提供または報告をした場合、借入申込時に金庫に申し出た資金使途と異なるものにこの契約による融資金の全部または一部を充てた場合、あらかじめ書面により金庫の承諾を得ることなく担保について借入契約期間中に使用目的・用途を変更し、現状を変更しもしくは第三者のために権利を設定もしくは譲渡した場合、または元利金の返済が遅延した場合もしくはその他相当の事由が生じた場合には、本契約の他の条項にかかわらず、金庫はいつでも引下げ利率を変更またはその適用を中止することができるものとします。</u> <u>2. 金庫が引下げ利率の制度を変更または廃止した場合には、金庫はいつでも引下げ利率を変更またはその適用を中止することができるものとします。</u> <u>3. 前 2 項の変更または中止について、金庫から借主への通知は不要とします。</u></p>	<p>【新設】</p>

新旧対照表

・有担保証書貸付（住宅ローン等）規定 ※融資商品により、条項番号が異なる場合がございます。

新	旧
<p>第 10 条（担保） （省略） 2. 借主は、担保について<u>借入契約期間中に使用目的・用途を変更するとき、現状を変更するとき</u>または第三者のために権利を設定もしくは譲渡するときは、あらかじめ書面により金庫の承諾を得るものとします。</p>	<p>第 10 条（担保） （省略） 2. 借主は、担保について<u>現状を変更し</u>、または第三者のために権利を設定もしくは譲渡するときは、あらかじめ書面により金庫の承諾を得るものとします。<u>金庫は、その変更等がなされても担保価値の減少等債権保全に支障を生ずるおそれがない場合には、これを承諾するものとします。</u></p>
<p>第 11 条（期限前の全額支払い） （省略） 2. 次の各場合には、借主は、金庫からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。 (1)～(8)（省略） <u>(9) 借主が借入申込時に金庫に申し出た資金使途と異なるものに、この契約による融資金の全部または一部を充てたとき。</u></p>	<p>第 11 条（期限前の全額支払い） （省略） 2. 次の各場合には、借主は、金庫からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。 (1)～(8)（省略） 【新設】</p>
<p><u>第 31 条（引下げ利率の変更・中止）</u> <u>1. 引下げ利率の適用後、借主が、金庫が定めた金利の適用条件に合致しないことが判明した場合、虚偽の書類提供または報告をした場合、借入申込時に金庫に申し出た資金使途と異なるものにこの契約による融資金の全部または一部を充てた場合、あらかじめ書面により金庫の承諾を得ることなく担保について借入契約期間中に使用目的・用途を変更し、現状を変更しもしくは第三者のために権利を設定もしくは譲渡した場合、または元利金の返済が遅延した場合もしくはその他相当の事由が生じた場合には、本契約の他の条項にかかわらず、金庫はいつでも引下げ利率を変更またはその適用を中止することができるものとします。</u> <u>2. 金庫が引下げ利率の制度を変更または廃止した場合には、金庫はいつでも引下げ利率を変更またはその適用を中止することができるものとします。</u> <u>3. 前 2 項の変更または中止について、金庫から借主への通知は不要とします。</u></p>	<p>【新設】</p>

新旧対照表

・有担保証書貸付（預金担保ローン）

新	旧
<p>第 11 条（期限前の全額支払い） （省略） 2. 次の各場合には、借主は、金庫からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。 (1)～(8)（省略） <u>(9) 借主が借入申込時に金庫に申し出た資金使途と異なるものに、この契約による融資金の全部または一部を充てたとき。</u></p>	<p>第 11 条（期限前の全額支払い） （省略） 2. 次の各場合には、借主は、金庫からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。 (1)～(8)（省略） 【新設】</p>
<p>第 25 条（引下げ利率の変更・中止） <u>1. 引下げ利率の適用後、借主が、金庫が定めた金利の適用条件に合致しないことが判明した場合、虚偽の書類提供または報告をした場合、借入申込時に金庫に申し出た資金使途と異なるものにこの契約による融資金の全部または一部を充てた場合、あらかじめ書面により金庫の承諾を得ることなく担保について名義を他に移転しもしくは第三者のために権利を設定もしくは譲渡した場合、または元利金の返済が遅延した場合もしくはその他相当の事由が生じた場合には、本契約の他の条項にかかわらず、金庫はいつでも引下げ利率を変更またはその適用を中止することができるものとします。</u> <u>2. 金庫が引下げ利率の制度を変更または廃止した場合には、金庫はいつでも引下げ利率を変更またはその適用を中止することができるものとします。</u> <u>3. 前 2 項の変更または中止について、金庫から借主への通知は不要とします。</u></p>	<p>【新設】</p>

新旧対照表

・カードローン契約書

新	旧
<p>第 10 条（期日前の全額支払い） （省略） 2. 次の各場合には、借主は、金庫からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。 (1)～(6)（省略） <u>(7) 借主が借入申込時に金庫に申し出た資金使途と異なるものに、この契約による融資金の全部または一部を充てたとき</u></p>	<p>第 10 条（期日前の全額支払い） （省略） 2. 次の各場合には、借主は、金庫からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。 (1)～(6)（省略） 【新設】</p>
<p>第 27 条（引下げ利率の変更・中止） <u>1. 引下げ利率の適用後、借主が、金庫が定めた金利の適用条件に合致しないことが判明した場合、虚偽の書類提供または報告をした場合、借入申込時に金庫に申し出た資金使途と異なるものにこの契約による融資金の全部または一部を充てた場合、あらかじめ書面により金庫の承諾を得ることなく担保について借入契約期間中に使用目的・用途を変更し、現状を変更もしくは第三者のために権利を設定もしくは譲渡した場合、または元利金の返済が遅延した場合もしくはその他相当の事由が生じた場合には、本契約の他の条項にかかわらず、金庫はいつでも引下げ利率を変更またはその適用を中止することができるものとします。</u> <u>2. 金庫が引下げ利率の制度を変更または廃止した場合には、金庫はいつでも引下げ利率を変更またはその適用を中止することができるものとします。</u> <u>3. 前 2 項の変更または中止について、金庫から借主への通知は不要とします。</u></p>	<p>【新設】</p>

新旧対照表

・ろうきん教育ローン（カード型）契約書【規定】

新	旧
<p>第 14 条（期限前の全額支払い） （省略） 2. 次の各場合には、借主は、金庫からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。 (1)～(6)（省略） <u>(7) 借主が借入申込時に金庫に申し出た資金使途と異なるものに、この契約による融資金の全部または一部を充てたとき。</u></p>	<p>第 14 条（期限前の全額支払い） （省略） 2. 次の各場合には、借主は、金庫からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。 (1)～(6)（省略） 【新設】</p>
<p>第 31 条（引下げ利率の変更・中止） <u>1. 引下げ利率の適用後、借主が、金庫が定めた金利の適用条件に合致しないことが判明した場合、虚偽の書類提供または報告をした場合、借入申込時に金庫に申し出た資金使途と異なるものにこの契約による融資金の全部または一部を充てた場合、あらかじめ書面により金庫の承諾を得ることなく担保について借入契約期間中に使用目的・用途を変更し、現状を変更しもしくは第三者のために権利を設定もしくは譲渡した場合、または元利金の返済が遅延した場合もしくはその他相当の事由が生じた場合には、本契約の他の条項にかかわらず、金庫はいつでも引下げ利率を変更またはその適用を中止することができるものとします。</u> <u>2. 金庫が引下げ利率の制度を変更または廃止した場合には、金庫はいつでも引下げ利率を変更またはその適用を中止することができるものとします。</u> <u>3. 前 2 項の変更または中止について、金庫から借主への通知は不要とします。</u></p>	<p>【新設】</p>

以 上